令和８年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務委託仕様書

１ 業務名

令和８年度 出雲市中学生の学習・生活支援事業実施業務

２ 目的

ひとり親世帯または住民税非課税等世帯の中学生に対する学習支援及び基本的な生活習慣の習得支援を行うことにより、子どもの生活向上を図ることを目的とする。

３ 対象生徒

出雲市内に居住する児童扶養手当受給世帯または住民税非課税等世帯の中学生

最大定員 100 名

４ 事業実施場所

出雲市内に複数箇所の会場を設けたうえで、下記の業務を実施すること。

会場設定にあたっては、対象生徒の利便性を考慮し、可能な限り市内一円で事業を実施できるよう努めること。

また、対象生徒が事業を利用しやすい対応が取られていることが望ましい。

５ 利用料金

利用者の負担は無料とする。ただし、各利用者の交通費用等の実費は利用者の負担とする。

また、オンラインにより支援を行う必要がある場合、利用者側の通信機器端末の準備及び利用にかかる費用は利用者の負担とする。

６ 実施スケジュール（予定）

時期	内容	備考
令和８年５月下旬	対象生徒 募集開始	市から市内中学校へ申請書類を配付する。
６月中旬	対象生徒 募集締切	参加申請の受付、応募者の取りまとめは市が行う。
７月上旬	対象生徒の決定 業務委託契約の締結 対象生徒ごとに会場決定	対象生徒への支援決定通知は市が行う。 各生徒の支援実施会場は、受託者が対象生徒世帯と調整し決定する。
８月上旬	学習・生活支援事業開始	
令和９年２月末	学習・生活支援事業終了	
３月末	業務委託期間終了	業務完了にあわせ、事業の実施効果を報告すること。

7　業務内容

具体的には、次の業務を行うこと。

(1) 学習支援

対象生徒に対し、原則週1回、60分以上、個別指導による学習支援を行うこと。

(2) 生活習慣の習得支援

対象生徒に対し、支援員が基本的な生活習慣習得のための助言、相談対応を定期的に行うこと。

(3) 市への報告

①事業実施状況

事業実施期間中、毎月末に学習支援、生活習慣の習得支援の実施状況を市へ報告すること。

②事業実施効果

参加生徒及び保護者へのアンケート調査等（調査・集計）により、事業の実施効果を測定し委託業務の完了にあわせ市へ報告すること。

(4) 研修の実施

事業が円滑に実施できるよう、支援員を対象に必要な研修を行うこと。

(5) その他

実施にあたっては、各会場に管理者1名、学習支援及び生活習慣の習得支援を行う支援員（以下「支援員」という。）を対象生徒3名に対し1名以上配置すること。また、事業全体のコーディネーターを配置し、支援員の配置、調整等総合的な統括管理をすること。生活習慣の習得支援については、対象生徒の世帯状況や地域の実情に応じた具体的な助言を行うことができる支援員を確保すること。

上記のほか、本事業の実施にあたっては「出雲市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱」及び「出雲市子どもの学習・生活支援事業実施要綱」に定める事項を遵守すること。

8　業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

9　その他

(1) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である出雲市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

(2) 業務実施により得られたデータ及び成果品は、出雲市に帰属するものとし、出雲市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(3) 広報印刷物等について、著作権等は出雲市に帰属するものとし、出雲市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(4) 著作権、肖像権、他の人・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。

(5) 業務実施にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように細心の注意を払うこと。また、出雲市が提供する資料等の第三者への提供及び目的外使用をしないこと。

(6) 受託者は、業務実施にあたり個人情報を取り扱う場合、「個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。

(7) 本事業に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、出雲市に報告すること。 受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に出雲市へ報告し、対応を協議すること。

(8) 業務実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うこととする。そのため、受託者においては損害賠償保険に加入すること。また、支援員については、ボランティア活動保険等に加入すること。

(9) 委託期間終了もしくは契約の取消しなどにより次期受託者に事業を引継ぐ際には、参加者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、出雲市の指示のもと、円滑な引継ぎに努めること。

(10) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。